

平成 22 年 5 月 14 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530036

研究課題名（和文） 国際機構の国際責任に関する研究

研究課題名（英文） Responsibility of International Organizations

研究代表者

築島 尚（TSUKISHIMA HISASHI）

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：60275005

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際機構の国際責任の問題を、国際法と行政学両面からのアプローチにより分析し、アカウンタビリティ促進のためにより望ましい国際官僚制のあり方を研究した。また、実体面においては、国際機構の責任法メカニズムを、国際および国内裁判実行の分析を通じて、国際機構の国際責任法の一部を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：This research attempted to analyze principles on the responsibility of international organizations from perspectives of both international law and public administration, and to explore some desirable international bureaucracy to promote accountability. In addition, it could clarify a part of the legal principles on the responsibility of international organizations by verifying responsibility mechanisms through international and domestic judicial practices.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際機構、国際裁判、国際投資紛争、国家管轄権、域外適用、アカウンタビリティ、行政、官僚制

1. 研究開始当初の背景

今日、国際社会において、主権国家の結合体である国際機構が果たすべき役割は多岐にわたっている。伝統的国際法における国際責任とは、国家の責任を意味したのに対し、国際機構が国際法主体として登場した今日においては、国際機構も、国際法上の違法行為を行うことにより、責任を負うことがつとに指摘されている。国家の国際責任の問題は、国連国際法委員会において、数10年の年月を経るものの未だ決着を見ず、その作業も遅々としている。しかし、学説レベルにおいては、多くの問題が議論されてきており、かなり精緻化されてきているともいえる。他方、国際機構の国際責任の問題については、近年、右国際法委員会においても、漸くその必要性が認識され、長期的視野において作業が開始されるようになった。

2. 研究の目的

以上のような背景にもかかわらず、わが国においては、若干の取組みはなされてはいるものの、未だにこの分野における体系的な研究は皆無である。研究代表者・分担者は、従来から、国際機構の内部関係において、とりわけ、国際機構に従事するいわゆる国際公務員の問題を研究してきた。これを梃子に、組織面における分析と実体面における分析から、国際機構の国際責任の一端を国際法と行政学という学際的なアプローチにより解明することを目的とする。

3. 研究の方法

国際機構の組織面における分析については、国連事務局改革の動向と行政組織理論の観点から内部関係に関して、また、実体面における分析については、機構内部に生起する責任問題と、機構を一主体として考えた場合の国際法における対外関係に関して以下のような方法で個別分析を行った。

I. 組織面における分析

(1) 国連事務局改革に見る責任とアカウン

タビリティの研究

国連事務局改革や行財政改革において、2005年の世界サミット成果文書で謳われたアナン事務総長による改革案は、潘基文事務総長に引き継がれた。ここでは、事務総長の交代という新たな事実を踏まえ、現在胎動する国連の行政機構・公務員制度の変容プロセスと今後のあるべき姿を法的見地から検証した。

(2) 行政機構の国際的比較研究

国際機構においては、今日、構成員に対していわゆるアカウンタビリティの問われる場面が増大している。今日の国連改革においても、事務局改革にはその大きな柱の1つとして、アカウンタビリティの確保が挙げられている。ここでは前提的考察として、行政学からのアプローチにより、日本、ドイツ、アメリカの官僚機構の比較研究を通じ、官僚制のあるべき姿を模索した。

II. 実体面における分析

(1) 国際機構の内部的責任に関する研究

国際機構は組織法上、国際機構の行為の違法性は、通常、司法的または政治的機関の前で主張され、争われる。ここでは、その法的枠組を検討した。

(2) 国際機構の対外的責任に関する研究

国際機構は国家とのかかわりの中で、国際違法行為を行い、国際責任を負う。一国の管轄の範囲内で国際機構が活動を行う際に、とりわけ責任の問題が生じやすい。ここでは、さまざまな形で起こり得る国際機構の責任と国家管轄権との関係を明らかにするよう試みた。

(3) 国際責任の認定に関する研究

国際機構の国際責任の認定には、さまざまな国際裁判所が重要な役割を果たしている。今日、国際社会には、多様な国際裁判所が存在しており、そこでは、国際機構の国際責任が問われるケースも多く見られる。ここでは、

責任認定の態様を検討した。

4. 研究成果

国連事務局改革について、1997年の事務総長報告書「国連を刷新する—改革のためのプログラム—」では、新しく副事務総長を設置するとともに、部局を統廃合し、1000名の人員削減およびそれに伴う経費の3分の1削減を実施すると、斬新な改革案が打ち出された。2000年の事務総長報告では、人的資源管理において、①人的資源計画、②規則および手続の簡素化、③採用、配属および昇任、④（職員）の流動性（mobility）、⑤（職員）の契約上の配置、⑥司法運営、⑦能力および継続学習、⑧勤務評価管理、⑨キャリア開発ならびに⑩勤務条件という10の主要な分野に分けて改革を検討するよう、枠組みが打ち出された。その後、ミレニアム宣言、世界サミット成果文書および2006年の「国連に投資する—より強力な世界的機構のために—」を受けて、2006年8月の報告書「人に投資する」では、増大するフィールド職員の需要に対してこれまで実施してきた調整が間に合っていないことや、職員の採用に時間がかかり過ぎ、かつ、職員の流動性も鈍いこと、リーダーシップの育成の必要性、この先退職者が増えることへの対応といった点が指摘された。このことから、新しい人的資源枠組みの創造のために、次の諸点、すなわち、採用と選任、流動性、キャリア開発および支援、契約上の配置とフィールド職の条件の調和、限定的早期退職制度ならびに内部司法制度の改善が検討されなければならないとされた。ここでは、内部司法制度の改善が、人的資源管理と併せて取り上げられることが、国連の改革史上画期的であることに着目し、行政裁判所改革の検討も同時に行った。

こうした一連の制度改革は、機構内におけ

るアカウントビリティ確保の点からも重要であるが、そのために、国際社会を取り巻く状況が変化の速度を上げ複雑化するなか、機動性と多様性が求められる国際機関の事務局もしくはその下位部局の編成には、すでに国家レベルで見られるいくつかの組織編成上の工夫が参考になろう。例えば、政策責任者による一定の自由な任用を許して政策の即時性・有効性を失わないようにしながらも、その規模・範囲を明確にすることによって一般雇用者とその技術・専門知識の継続性を保つ任用制や、実務における分担・責任を実質化するための組織をフラット化といった点である。

他方、実体法においては、国際機構内外の責任法メカニズムを、国際および国内裁判実行を通じて明らかにすることで、国際機構の国際責任法の一端を明らかにすることができた。

特に、国際裁判所による違法行為と責任の認定過程を検討した結果、近年の国際裁判手続においては、仲裁判断の間での判断矛盾が顕著になっており（国際投資仲裁）、さらに常設の国際司法裁判所においても判断矛盾が生じていることが明らかになった。また、近年、紛争処理手続の多様化や分断化が指摘されるようになっているものの、具体的な訴訟原則（既判力原則、上訴手続、再審手続）に関しては、一定程度の共通性が保持されていることが明らかになった。特に、ICSID（投資紛争解決国際センター）の取消手続

（annulment）や仮保全手続には、伝統的な国際裁判論の影響が色濃く残っている。さらに、損害賠償認定及び算定においては、紛争解決のフォーラムが異なっても、適用される法規に共通性が見出される。すなわち、国際投資仲裁では、国家責任法上の完全賠償原則（ホルジョウ・フォーミュラ）が適用され、

さらに、精緻な算定技術の展開が見られる。これらの傾向は、手続の多様化によって適用法規の分断化を招くというよりも、むしろ、多様な紛争処理手続を通じて、抽象的法規範が具体化・精緻化されていく過程を示していると言えよう。

加えて、国内裁判実行を通じた責任メカニズムの解明を補強する作業の一環として、管轄権理論と責任理論との関係の検討を行った。この作業は、国家や国際機構のような組織とそれに属する個人との間の責任の配分のあり方、またそうした責任を追及すべきフォーラムのあり方を検討するうえで必要不可欠なものである。普遍主義、保護主義などの管轄権原則を取り上げて管轄権行使のあり方を責任法と関連付けて検討した結果、責任法制度の発展の度合いに応じて管轄権行使の射程が変化することが明らかとなった。このことは、国家や国際組織が負う責任の内容が予め明確化される場面が増大する現代国際社会において、管轄権行使に関する国家の裁量の幅が制約を受けることを意味すると同時に、時には管轄権行使が責任制度を補完するものとして機能することをも示すものであり、国際組織が対外的に負う責任を追及するフォーラムのあり方に示唆を与えるものであるといえよう。

もっとも、本研究は、学際性の追求を重視し、個別の分野における研究を中心に実施したため、体系的な国際機構の国際責任法を構築するには至らなかった。従って、本研究成果を今後の体系化の基礎として、さらなる研究を積み重ねたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計10件)

- ① 玉田大、国際裁判所の判決はどのような効力をもつか、法学セミナー、査読無、661巻、2010、30-32
- ② 玉田大、投資仲裁における上訴システム、財団法人国際貿易投資研究所公正貿易センター『投資協定仲裁研究会』報告書、査読無、2010、未定
- ③ Dai TAMADA、Assessing Damages in Non-Expropriation Cases before International Investment Arbitration、Japanese Yearbook of International Law、査読有、vol.52、2010、309-334
- ④ 玉田大、シリーズ投資協定仲裁⑩ 補償額と賠償額の算定、JCAジャーナル、査読無、56巻4号、2009、2-9
- ⑤ 玉田大、アマドゥ・サディオ・ディアロ事件(先決的抗弁判決 2007年5月24日)、岡山大学法学会雑誌、査読無、58巻3号、2009、407-426
- ⑥ 玉田大、ジェノサイド条約適用事件(先決的抗弁判決 2008年11月18日)、岡山大学法学会雑誌、査読無、58巻4号、2009、529-550
- ⑦ 玉田大、投資協定仲裁における補償賠償判断の類型—収用事例と非収用事例の再類型化の試み—、RIETI Discussion Paper Series 08-J-013、2008、1-40
- ⑧ 玉田大、国際裁判における既判力原則、国際法外交雑誌、査読有、106巻4号、2008、456-479
- ⑨ 玉田大、判例研究 ウルグアイ河のパルプ工場事件(仮保全措置命令 2007年1月23日)、査読無、岡山大学法学会雑誌、57巻1号、2007、180-190

[学会発表] (計4件)

- ① 玉田大、Le bonheur de la minorité au cas du bombardement nucléaire : une approche de l'utilitarisme juridique、

- Deux siècles de l'utilitarisme、2009年6月4日、レンヌ（フランス）
- ② 竹内真理、域外行為に対する管轄権行使の国際法上の位置づけ、国際法学会春季大会、2009年5月10日、慶應大学
- ③ 玉田大、L'obligation de prévenir le génocide : équivaut-elle à la responsabilité de protéger ?, 5ème édition du Colloque annuel du Réseau francophone de droit international、2008年5月2日、ハマメット（チュニジア）
- ④ 黒神直純、国連事務局改革と国際公務員制度、日本国際連合学会、2007年6月2日、国連大学

〔図書〕（計8件）

- ① 岡山大学法学会（築島尚）、有斐閣、法学と政治学の新たなる展開 岡山大学創立60周年記念論文集、2010、375-396
- ② 岡山大学法学会（竹内真理）、有斐閣、法学と政治学の新たなる展開 岡山大学創立60周年記念論文集、2010、247-273
- ③ 岡山大学法学会（玉田大）、有斐閣、法学と政治学の新たなる展開 岡山大学創立60周年記念論文集、2010、275-294
- ④ 岡山大学法学会（黒神直純）、有斐閣、法学と政治学の新たなる展開 岡山大学創立60周年記念論文集、2010、225-246
- ⑤ 小寺彰編著（玉田大）、国際投資協定—仲裁による法的保護—、三省堂、2010、196-211
- ⑥ 荒木勝・鐸木道剛編著（築島尚）、大学教育出版、東アジアの「もの」と「秩序」、2010、183-209
- ⑦ 榎本悟・成廣孝編著（玉田大）、域間の統合・競争・協力—EUと東アジアの現実と可能性—、大学教育出版、2010、8-26
- ⑧ 家正治・桐山孝信・小畑郁編（黒神直純）、世界思想社、国際機構〔第4版〕、2009、23-62

〔その他〕

ホームページ等

http://www.edu.kobe-u.ac.jp/ilaw/ja/tamada_dai.html

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/08060008.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

築島 尚 (TSUKISHIMA HISASHI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准

教授

研究者番号：60275005

(2) 研究分担者

竹内 真理 (TAKEUCHI MARI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：00346404

玉田 大 (TAMADA DAI)

神戸大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：60362563

黒神 直純 (KUROKAMI NAOZUMI)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授

研究者番号：80294396